

はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧の施術所を開設する皆様、はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の皆様へ

## 【福井県後期高齢者医療広域連合】は受領委任の取扱いを行います

- 福井県後期高齢者医療広域連合は、平成31年1月1日から受領委任の取扱いを行います。それに伴い、受領委任以外はすべて償還払いになります。※代理受領は過渡期の例外的なものを除き受け付けません。受領委任の取扱いを希望される施術者等は、近畿厚生局福井事務所へ申請（申出）書類を提出し、事前に受領委任の契約を締結しておいてください。

<近畿厚生局福井事務所> 910-0019 福井市春山1-1-54 福井春山合庁舎7階 TEL 0776-25-5373

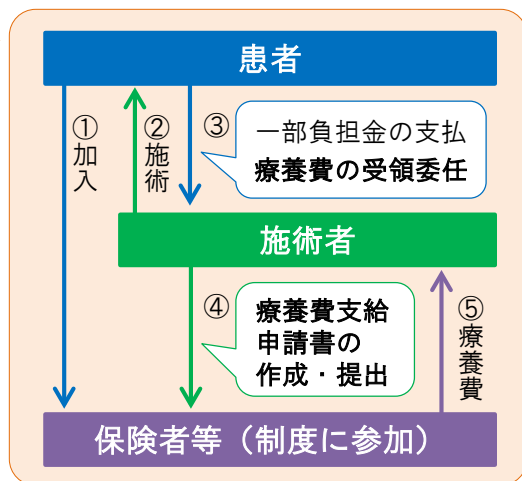
- 受領委任の取扱いにより、支給申請書類の提出先が「福井県国民健康保険団体連合会（福井市西開発4丁目202番1 福井県自治会館4階）」となります。

### 1 受領委任制度について

はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧について、施術者等が患者等に代わって療養費の支給申請を行う「受領委任制度」が導入されました。  
(平成31年1月1日から取扱い開始)

#### 制度の仕組み

- 受領委任とは、施術者が、医療保険（療養費）で定める施術を行い、患者等から一部負担金を受け取り、患者等に代わって療養費支給申請書を作成・保険者等へ提出し、患者等から受領の委任を受けた施術者等が療養費を受け取る取扱いです。このような取扱いは、これまでも療養費の支給申請先（保険者等）ごとの判断で行われておりましたが、今回、厚生労働省で共通の取扱いとして制度化しました。
- 制度への参加やその時期については保険者等により異なるのでご注意ください。制度に参加する保険者等については、参加する1ヶ月前までに厚生労働省のウェブページに掲示する予定です。



受領委任の取扱いを希望される場合は、近畿厚生局福井事務所へ申請をお願いします

平成31年1月1日から受領委任の取扱いを希望する施術所の施術者（出張専門の施術者含む）の方は、**平成30年10月31日まで**に近畿厚生局福井事務所へ申請（申出）書類を提出するようお願いします。

※ 具体的な手続きについては、近畿厚生局のウェブページで掲示しておりますので、ご確認願います。  
《参考》近畿厚生局 > 申請・届出等の手続き案内 > はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の方へ

#### 【参考】厚生労働省ウェブページ

- ・通知「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」  
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryohoken/iryohoken13/dl/180612-01.pdf>
- ・通知「「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」の一部改正について」  
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryohoken/iryohoken13/dl/180621-06.pdf>

## 2 医師の同意書の取扱い変更のお知らせ

はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧について、平成30年10月1日から医師の同意書の取扱いが変わります。

### 主な変更点

○ 同意書の様式が変わります。また、6ヶ月（従前は3ヶ月）を超えて引き続き施術が必要な場合は、患者が保険医の診察を受け同意書（文書）の交付を受ける必要があります（変形徒手矯正術は従前どおり）。

○ 6ヶ月（変形徒手矯正術は1ヶ月）を超えて引き続き施術が必要な場合、医師と施術者との連携が図られるよう、新たな取扱いとして、施術者は、施術報告書（施術の内容・頻度、患者の状態・経過等）の交付が求められます。交付した場合、その写しを療養費支給申請書に添付のうえ施術報告書交付料を請求することが可能です。

- ①同意書様式の変更
- ②同意期間の変更（3ヶ月→6ヶ月）
- ③「文書」による再同意
- ④再同意の際の「施術報告書」交付（新規）  
※施術報告書交付料の請求が可能になります。

## 3 あはき療養費の料金改定について（平成30年6月～）

### 【技術料の引き上げ】

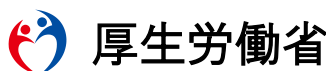
○ あん摩マッサージ指圧	改定前	引上額	改定後
マッサージ	285円	55円	340円
変形徒手矯正術	575円	205円	780円
○ はり・きゅう	改定前	引上額	改定後
施術料（1術）	1,300円	240円	1,540円
施術料（2術）	1,520円	60円	1,580円

### 【距離加算を往療料に振り替えて包括化】

- 改定前 往療料（基本額）1,800円 往療距離加算2km毎に 770円  
    ※ 2km超 770円 4km超 1,540円 6km超 2,310円
- 改定後 往療料 2,300円 4km超 2,700円

### 【施術報告書交付料（新設）】※平成30年10月1日～

- 施術報告書交付料 300円



福井県後期高齢者医療広域連合

TEL 0776-54-6330

〒910-0843 福井市西開発4丁目202番1 福井県自治会館5階